

# 山梨県公報

第二千二百七十二号

平成二十四年

十月二十九日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

鳥獣保護区の存続期間の更新	六三三
休猟区の指定	六一五
特定猟具使用禁止区域の指定	六一七
保安林の指定の解除の予定	六一〇
道路の区域変更(二件)	六一〇
道路の供用開始(三件)	六一一
公 告	
随意契約の相手方の決定について	六一一
土地改良区役員の退任及び就任	六一二

## 告 示

### 山梨県告示第三百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成二十四年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 鳥獣保護区の名称  
上萩原鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域  
県有林第七十三林班は3、は4、は5、は6及びは7小班
- 三 鳥獣保護区の存続期間  
平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の面積  
一・六ヘクタール
- 五 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該地域は、甲州市立神金小学校林の一部を平成四年度から鳥獣保護区として維持し、及び管理してきた。

植生は、ヒノキ、マツ、スギ等の針葉樹のほか、イチイ及びナラの大樹も周辺に確認することができる。

また、東側には高芝沢があり、比較的市街地に近く鳥獣の生息に適した地域である。

周辺には自然観察路を設けたり、神金小学校の生徒による自然学習のためのフィールドとして利用されたりしており、今後も利用が見込まれる。

このように、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

二一 鳥獣保護区の名称

黒岳鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

県有林第二百二十林班ち2及びち3小班

鳥獣保護区の存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

鳥獣保護区の面積

十一・七ヘクタール

鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

黒岳(標高千七百九十三メートル)は、御坂山塊の主峰で、山体は新第三紀中

新世の御坂層群の石英安山岩及び凝灰岩からなっており、北東斜面には樹齢百五十年にも及ぶブナの純林が広がっている。

区域は、温帯林での極相であるブナ林で、林床にはブナ林特有のササを欠き、植生豊富である。

当該地域は、山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に規定する黒岳自然保全地区に指定されており、比較的市街地に近く、カモシカ、ツキノワグマなどの大型ほ乳類も生息しており、渡り鳥、昆虫類も豊富で自然状態が良好に保存されている。

このように、鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 黒岳周辺の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

三 1 鳥獣保護区の名称  
旭ヶ丘鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

南都留郡山中湖村山中地内の国道百三十八号と山中湖村道山中四十七号線との交点（諏訪堀一之橋）を起点とし、同所から同国道を南東に進み国道四百十三号との接点に至り、同所から同国道を東進し大堀川との接点に至り、同所から三國峠に向かう小道（三國山・パノラマ台ハイキングコース）を南東に進み山梨県・神奈川県境界線との接点（三國峠）に至り、同所から同境界線を南進し三國山山頂に至り、同所から山梨県・静岡県境界線を南西に進み大洞山（標高千三百八十三・五メートル）を経て南西及び北西に進み東富士五湖道路との交点に至り、同所から同道路を北進し山中湖村道山中四十七号線との交点に至り、同所から同村道を北東及び東に進み起点に向かう私道との接点に至り、同所から同私道を東進し起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

千六百七十五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、山中湖の南岸に位置し、県境を挟んで静岡県と隣接している。観光地であるため、一般民家に加え、別荘、観光施設等が多く見られるが、自然林が多いため野鳥の多さでは、県下でも有数の地域である。

当該地域は富士箱根伊豆国立公園の特別地域（一部普通地域）であり、植生は、針葉樹から広葉樹まで変化に富み、植生の種類が多く野生鳥獣の生息に適した地域である。

このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 旭ヶ丘一帯の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

四 1 鳥獣保護区の名称  
御正体山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

県有林第二十五林班は1小班、第三十三林班へ6、へ7小班、第三十四林班は3及び4小班並びに横浜市有林第三十一林班へ小班並びに第三十二林班に、ほへ及びと小班

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

九十六・七ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
御正体山（標高千六百八十二メートル）は、鹿留川の源流に位置し、樹齢五十

年から二百年生のツガ、モミ、ハリモミ等の針葉樹林と広葉樹林の混合林の代表的な地域である。

林内には、貴重なブナの老樹木が存在し、稜線沿いにはレンゲツツジが咲き、自然状態が良好に保たれており、鳥獣の生息に適した環境である。

また、当該地域は自然環境保全条例による自然保存地区に指定されている。

このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 御正体山一帯の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

山梨県告示第三百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に基づき、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣（ニホンジカ及びビノシシに限る。）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成二十四年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 休猟区の名称

岩崎山休猟区

2 休猟区の区域

甲州市大和町日影地内の国道二十号と県道二百二十二号（日影・笹子線）との交点を起点とし、同所から同県道を南進し笹子峠に至り、同所から大月市・甲州市境界線を南西に進み大月市・笛吹市・甲州市境界点に至り、同所から甲州市境界線を北及び南西に進み甲州市大和町・甲州市勝沼町境界線との接点に至り、同所から笛吹市・甲州市境界線を南及び北西に進み大沢山（標高千四百二十二メートル）及び茶臼山（標高九百四十八・三メートル）を経て中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道より線を東進し甲州市大和町鶴瀬地内の鶴瀬橋南詰との接点に至り、同所から同橋を北東に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間  
平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

千二百一十一ヘクタール

二 休猟区の名称

上釜口休猟区

2 休猟区の区域

山梨市三富下萩原地内の山梨市牧丘町・山梨市三富の境界線と笛吹川との接点を起点として、同所から同境界線を北西に進み県有林・私有林境界線との接点に至り、同所から同境界線を東、北、北東、南東及び東に進み県営林道乾徳山線との交点に至り、同所から同林道を北及び南東に進み山梨市三富上釜口に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み県有林・私有林境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し赤の浦川との接点に至り、同所から同川を南東に進み笛吹川との接点に至り、同所から同川を南西及び南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

千七百二ヘクタール

三 休猟区の名称

兜山休猟区

2 休猟区の区域

山梨市落合地内の山梨市道落合矢坪線と国道百四十号との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み笛吹市道春日居一 五号線との接点に至り、同所から同市道を北進し笛吹市道春日居三 三百十五号線との接点に至り、同所から同市道を北進し笛吹市道春日居三 三百十三号線との接点に至り、同所から同市道を北西、東及び西に進み東山梨広域農道（フルーツライン）との交点に至り、同所から同農道を南東に進み笛吹市道春日居三 三百六十九号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同市道の起点に至り、同所から関東林の尾根を北西及び西に進み鎮目日影山（標高九百六メートル）から二十五メートル北西の地点で甲府市・笛吹市境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西、東及び北に進み甲府市・山梨市・笛吹市境界点に至り、同所から山梨市・笛吹市境界線を東進し棚山（標高千七百七十一メートル）に至り、同所から山梨市矢坪地区に至る山道を東及び南東に進み農道D〇六一号との接点に至り、同所から同農道を南進し笛吹市道矢坪村上二線との接点に至り、同所から同市道を東進し笛吹市道落合矢坪線との接点に至り、同市道を

南及び南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

千八百八十二ヘクタール

四 1 休猟区の名称

久那土休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡身延町古閑地内の県道四〇四号（古閑割子線）と国道三〇〇号との接点を起点とし、同所から同国道を南西に進み富士川との交点（富士橋）に至り、同所から同川左岸を北進し西八代郡市川三郷町・南巨摩郡身延町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み県道四一四号（山保久那土線）との交点に至り、同所から同県道を北東に進み身延町道下大山線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み身延町道小磯大山久保線との接点に至り、同所から同町道を東進し大磯に至る山道との接点に至り、同所から同山道を東及び北東に進み身延町菅林道大磯小磯線との接点に至り、同所から同林道を東進し中河原に至る山道との接点に至り、同所から同山道を東及び南に進み身延町道根子中川原線との接点に至り、同所から同町道を南進し県道四一六号（折門古閑線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道四〇四号（古閑割子線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

三千五百五十九・六ヘクタール

五 1 休猟区の名称

高川厄王山休猟区

2 休猟区の区域

大月市大月地内の国道二十号と国道百三十九号との接点（大月橋東詰）を起点とし、同所から同国道を東進し県道五百九号（朝日小沢猿橋線）との接点に至り、同所から同県道を南進し小沢川との交点（札金沢橋）に至り、同所から札金峠に向かう山道を西進し大月市・都留市境界線との接点（札金峠）に至り、同所から同境界線を北西に進み桂川との接点に至り、同所から同境界線を桂川に沿って南西に約二キロメートル進んだ所から同境界線を西及び南西に進み高川山（標高九百七十五・七メートル）を経て県道七百十二号（大幡初狩線）との交点に至り、同所から同県

道を北東に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

千六百ヘクタール

六 1 休猟区の名称

西原休猟区

2 休猟区の区域

上野原市桐原地内の県道三十三号（上野原あきる野線）と県道十八号（上野原丹波山線）との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み上野原市・北都留郡小菅村境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み山梨県・東京都境界線との接点（三頭山（標高千五百二十七・五メートル））に至り、同所から同境界線を南東に進み横寄山（標高千八百八十八・二メートル）、丸山（標高千九十八・三メートル）及び土俵岳（標高千五・二メートル）を経て県道三十三号（上野原あきる野線）との交点（甲武トンネル）に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

二千八十八ヘクタール

七 1 休猟区の名称

小菅北休猟区

2 休猟区の区域

北都留郡小菅村地内の小菅・大菩薩登山道と北都留郡小菅村・北都留郡丹波山村境界線との交点（通称フルコンバ）を起点とし、同所から同境界線を北東に進みサカリ山（標高千五百四十一・七メートル）及び中指山（標高千三百十四・六メートル）を経て県道十八号（上野原丹波山線）との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道五百八号（大菩薩峠線）との接点に至り、同所から同県道を西進し小菅・大菩薩登山道との接点に至り、同登山道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

八百四十五ヘクタール

山梨県告示第三百八十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十四年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 特定猟具使用禁止区域の名称

黒平特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

甲府市黒平町判平地内の甲府市営林道御岳線と甲府市営林道野猿谷線との接点を起点とし、同所から同林道を三百メートル南進し、同所から寒沢川と通称まむしの沢との接点に向かって西に直進し、同所から同沢を北西に進み同沢の終点に至り、同所から北西に直進し燕岩山頂（標高千二百六十九・一メートル）に至り、同所から北東に直進し通称京都沢を越えて通称天狗岩に至り、同所から通称小岩に向かって延びる尾根を東進し小岩を経て寒沢川との接点に至り、同所から甲府市営林道木賊線を南進し甲府市営林道御岳線との接点に至り、同所から同林道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

六十三ヘクタール

二 特定猟具使用禁止区域の名称

長坂小泉特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市長坂町小泉地内の県道六百九号（小荒間長坂停車場線）と北杜市道箕輪・小淵沢線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し北杜市道長坂白井沢三十号線との接点に至り、同所から同市道を西進し旧北杜市道小荒間中一号线との接点に至り、同所から同旧市道を北進し北杜市道箕輪・小淵沢線との接点に至り、同所から同市道を西進し北杜市道大井ヶ森・小荒間線との接点に至り、同所から同市道を北進し北杜市道長坂大井ヶ森八号線との接点に至り、同所から同市道を東南及び東に進み北杜市道長坂小荒間七号線との接点に至り、同所から同市道を北進し農道長坂小荒間八号線との接点に至り、同所から同農道を北進し北杜市道長坂小荒間六号線との接点に至り、同所から同市道を東進し北杜市道白井沢・小荒間線との接点に

至り、同所から同市道を東南に進み北杜市道箕輪・小淵沢線との接点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

八十八ヘクタール

三 特定猟具使用禁止区域の名称

笛吹川日下部特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

山梨市小原西地内の県道三百三号（市之蔵・山梨線）と笛吹川左岸堤防との交点（八幡橋東詰）を起点とし、同所から同堤防に沿って南西に進み県道二百五号（三日月市場・南線）との交点（亀甲橋東詰）に至り、同所から同県道（亀甲橋）を北西に進み同橋西詰に至り、同所から北東に進み兄川、弟川及び笛吹川の合流点を経て笛吹川右岸堤防の突端に至り、同所から同堤防に沿って北東に進み県道三百三号（市之蔵・山梨線）との接点（八幡橋西詰）に至り、同所から同県道（八幡橋）を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

七ヘクタール

四 特定猟具使用禁止区域の名称

中秋原特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

甲州市塩山中萩原地内の塩山カントリー倶楽部クラブハウス南西の甲州市道中萩原四十三号線と中の沢との交点に架かる橋北詰を起点とし、同所から同市道を北西に進み同市道と塩山カントリー倶楽部敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西、北東及び南東に進み標高八百四十七メートル地点に至り、同所から塩山カントリー倶楽部四号道路の北側百メートルの線に沿って南東に進み塩山カントリー倶楽部敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を南、南東及び西に進み甲州市道中萩原四十三号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る

<p>一団地 3 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで</p>	<p>平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで 4 特定猟具の種類 銃器</p>
<p>4 特定猟具の種類 銃器</p>	<p>5 面積 四・四ヘクタール</p>
<p>5 面積 七十九ヘクタール</p>	<p>七1 特定猟具使用禁止区域の名称 白鳥山特定猟具使用禁止区域</p>
<p>五1 特定猟具使用禁止区域の名称 梅沢特定猟具使用禁止区域</p>	<p>2 特定猟具使用禁止区域 南巨摩郡南部町万沢地内の国道五十二号と県道十号（富士川身延線）との交点を 起点とし、同所から同県道を東進し山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所か ら同境界線を南進し県道八百七号（穴原塩出線）との接点に至り、同所から同県道 を西進し国道五十二号との交点に至り、同所から同国道を北西及び北に進み起点に 至る一団地</p>
<p>2 特定猟具使用禁止区域 笛吹市春日居町国府字小梨子沢、鎮目字日向及び関東林の三角点（標高四百四十 二・三メートル）を起点とし、同所から小梨子沢と関東林との境界線の尾根（通称 犬戻り）を北西に進み笛吹市道春日居三 四百二十号線との接点に至り、同所から 同市道を北西及び北東に進み岩堂峠ハイキングコースとの接点に至り、同所から同 ハイキングコースを第二平等川に沿って東進し笛吹市道春日居三 四百三三号線との 接点に至り、同所から同市道を南東に進み笛吹市道春日居三 四百四四号線との接点 に至り、同所から同市道を南西に進み笛吹市道春日居三 三百九十九号線との接点 に至り、同所から同市道を南進し笛吹市道春日居三 四百十七号線との接点に至り、 同所から同市道を南西、南東、南西及び南に進み笛吹市道春日居三 三百五十五 号線との接点に至り、同所から同市道を南進し通称一本松に至り、同所から同市道 を南西に進み笛吹市道春日居三 四百十三号線と笛吹市道春日居三 三百十三号線 との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地</p>	<p>3 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで</p>
<p>3 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで</p>	<p>八1 特定猟具使用禁止区域の名称 富浜特定猟具使用禁止区域</p>
<p>4 特定猟具の種類 銃器</p>	<p>2 特定猟具使用禁止区域 大月市富浜町地内の国道二十号と大月市道鳥沢北廻り線との接点を起点とし、同 所から同市道を北進し大月市道大久保線との接点に至り、同所から同市道を北進し 大月市宮扇山林道との接点に至り、同所から同林道を北及び東に進み大月市道山谷 扇山線との接点に至り、同所から同市道を東、南及び東に進み県道三十号（大月上 野原線）との接点に至り、同所から同県道を南進し国道二十号との接点に至り、同 所から同国道を西進し起点に至る一団地</p>
<p>5 面積 百十八ヘクタール</p>	<p>3 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで</p>
<p>六1 特定猟具使用禁止区域の名称 平塩特定猟具使用禁止区域</p>	<p>4 特定猟具の種類 銃器</p>
<p>2 特定猟具使用禁止区域 西八代郡市川三郷町市川大門地内の大門碑林公園及び文化と武道の館（愛称・ひ らしお源氏の館）の敷地境界線により囲まれた一団地</p>	<p>5 面積 二百九十七ヘクタール</p>
<p>3 存続期間</p>	<p>5 面積 二百九十七ヘクタール</p>

九 1 特定猟具使用禁止区域の名称

戸沢特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

都留市玉川地内の県道七百一十一号（戸沢谷村線）と都留市道法能引ノ田線との接点（引の田橋東詰）を起点とし、同所から同県道を東進し都留市道矢名沢線との接点に至り、同所から同市道を東進し都留市道矢名沢線支線三号との接点に至り、同所から同市道を南進し都留市道引ノ田矢名沢線との接点に至り、同市道を南進し矢名沢川との交点（矢名沢橋）に至り、同所から都留力ントリー倶楽部敷地東端に向かう尾根を南西及び北西に進み同倶楽部敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を北及び西に進み都留市道法能引ノ田線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百六十ヘクタール

十 1 特定猟具使用禁止区域の名称

十日市場特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

都留市加畑地内の加畑川に架かる金山橋を起点とし、同所から同川を東進し都留市道横畑加畑下大幡線との交点（中村橋）に至り、同所から同市道を北東に進み大久保地区に向かう農道との接点に至り、同所から同農道を南、東及び南に進み川棚のデサイ沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み都留市道古川渡東柱線と都留市道側道川棚線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道下り線を南西に進み柄杓流川との交点に至り、同所から同川を西進し天神峠に向かう山道との接点に至り、同所から同山道を南西及び北西に進みソリの沢に至り、同所から同沢を北東に進み加畑川との接点（第一堰堤）に至り、同所から加畑川を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百九十ヘクタール

十一 1 特定猟具使用禁止区域の名称

鶴島特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

上野原市鶴島地内の県道三十五号（四日市場上野原線）と山梨県・神奈川県境界線との交点（相斐岐橋）を起点とし、同所から同県道を西進し上野原市道田野入線との接点に至り、同所から同市道を西進し上野原市菅林道田野入線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み鶴島田地区・四方津蔵地区境界尾根との接点に至り、同所から同尾根を北進し上野原市川合杖突地区に至る山道との接点に至り、同所から同尾根を北進し上野原市道久保杖突地区との接点に至り、同所から同市道を北及び東に進み鶴島字駒門地区に向かう山道との接点に至り、同所から同山道を東進し上野原市道鶴島駒門線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道三十五号（四日市場上野原線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み、上野原市道湖南上線との接点に至り、同所から同市道を南東及び北東に進み山梨県・神奈川県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

六百七十四ヘクタール

十二 1 特定猟具使用禁止区域の名称

富士ヶ嶺特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺地内の富士ドクタービレッジ管理用道路と南都留郡富士河口湖町・南都留郡鳴沢村境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南進し山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を約百メートル西進した地点に至り、同所から北に直進し聖徳寺富士御廊を経て富士クラシックゴルフ場敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し富士ドクタービレッジ管理用道路との接点に至り、同所から同管理用道路を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

- 5 銃器  
百二十七ヘクタール
- 十三 1 特定猟具使用禁止区域の名称  
西桂特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

南都留郡西桂町倉見地内の中央自動車道富士吉田線洞谷橋から西に延びる同自動車道と富士吉田市・南都留郡西桂町境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み国道百三十九号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み富士吉田市・南都留郡西桂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西及び西に進み滝入川との交点に至り、同所から同川を北東に進み西桂町道尾尻線との交点（尾尻橋）に至り、同所から同町道を南進し西桂町道小沼四方内線との接点に至り、同所から同町道を南進し国道百三十九号及び中央自動車道上り線側の側道との接点に至り、同所から同側道を北東に進み都留市・南都留郡西桂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南に進み桂川との接点に至り、同所から同川を南西に進み国道七百十八号（富士吉田西桂線）との交点（平成橋）に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百八十九ヘクタール

山梨県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十四年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

南巨摩郡南部町楮根字椿ノ森四一六、四三三の四、四三三の五、字内田八五二の二、八五一の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山梨県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 甲府精進湖線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市古閑町字上孫女三二一六三番の五六地 先から 甲府市古閑町字上孫女官有無番地先まで	六・二丁 一一六・二	三・五丁 一一・五	六〇〇・四	三三六・一

山梨県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 市川三郷山梨自転車道線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		

中央市大田和字長正寺四四三番地先から 中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防敷 地先まで	旧	二・九 三・一	四五五・八
中央市大田和字長正寺四四三番地先から 中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防敷 地先まで	新	二・九 六・五	四五五・八
中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防敷 地先から		三・〇 六・九	四五八・五
中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防敷 地先まで		三・〇 六・五	一八八・八

**山梨県告示第三百八十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四一号	韮崎市 中田町小田川 字下木戸一 四三番地の 一地先から 韮崎市 中田町小田川 字下木戸七 六番の三 地先まで		一七六・七	平成二十四 年十月二十 九日

**山梨県告示第三百八十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	栗合成田線	笛吹市 御坂町二之 宮字小宮二 六 九四番の七 地先から 笛吹市 御坂町二之 宮字小宮二 六 九五番の二 地先まで		三七・五	平成二十四 年十月二十 九日

**山梨県告示第三百八十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐常葉停車場線	南巨摩郡 身延町常葉 字林際二六 三八番地先 から 南巨摩郡 身延町常葉 字林際二五 一九番の六 地先まで		一七・〇	平成二十四 年十月二十 九日

**公 告**

● 随意契約の相手方の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。



二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	清 水 岩 男	北杜市明野町下神取一四六〇 二	平成二十四年八月一八日
	福 田 紘	上 手 八 六 三 〇	
	三 井 金 彦	上 手 四 一 八 九	
	馬 場 君 忠	上 手 三 一 〇 八	
	仲 村 力	小 笠 原 三 九 七 七	
	滝 口 幸 彦	小 笠 原 三 三 三 三	
	大 柴 正 人	上 手 九 九 〇 五	
	篠 原 源 千 代	上 手 一 〇 一 四 五	
	横 山 弘	上 手 五 六 五 五	
	長 田 均	浅 尾 新 田 三 八 九 八	
	清 水 政 治	浅 尾 五 〇 〇	
	小 池 和 生	上 神 取 八 二 一	
	清 水 壽 昌	浅 尾 二 二 三 二	
	望 月 洸 一	同 三 三 二 九 浅 尾 五 二 五 九 三	
	内 藤 正	同 須 玉 町 大 蔵 五 〇 九	
	菊 見 美 房	同 大 豆 生 田 五 二 四	

同	同	同	同	同	同	同
八代榮太郎	清水 忠孝	小林 勉	雨宮 智博	清水 正寛	三浦 光	荻原 武一
同	同	同	同	同	同	同
明野町上手一八六七	下神取一三五二	須玉町大蔵九〇一一	同 〇二八 明野町浅尾五二五九一	上手二三四二	浅尾五九八	小笠原一三〇九
同	同	同	同	同	同	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番